

令和 4 年 第 4 回
占冠村議会定例会会議録

至 令和4年6月17日

占冠村議会

令和4年第4回占冠村議会定例会会議録（第1号）

令和4年6月16日（木曜日）

○議事日程

		議長開会宣告（午前10時）
		◎所管事項に関する委員会報告（議会運営委員長）
日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期決定について
		◎諸般報告
		議長諸般報告
		◎村長行政報告
		◎ゼロカーボンシティ占冠宣言
日程第3		一般質問
日程第4	承認第1号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第5	承認第2号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第6	承認第3号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第7	承認第4号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第8	承認第5号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第9	承認第6号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第10	承認第7号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第11	承認第8号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第12	承認第9号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第13	報告第1号	令和3年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算について
日程第14	議案第1号	動産購入契約を締結することについて
日程第15	議案第2号	財産の減額譲渡について
日程第16	議案第3号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第17	議案第4号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第18	議案第5号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第19	議案第6号	占冠村公共下水道条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第20	議案第7号	占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第21	議案第8号	令和4年度占冠村一般会計補正予算（第1号）
日程第22	議案第9号	令和4年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○出席議員（7名）

議長	8番	児玉眞澄君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	藤岡幸次君		3番	五十嵐正雄君
	4番	細谷誠君		5番	下川園子君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

（長部局）

占 冠 村 長	田 中 正 治	副 村 長	松 永 英 敬
総 務 課 長	三 浦 康 幸	企 画 商 工 課 長	平 岡 卓
農 林 課 長	小 尾 雅 彦	林 業 振 興 室 長	杉 村 政 彦
建 設 課 長	小 林 昌 弘	住 民 課 長	伊 藤 俊 幸
福祉子育て支援課長	木 村 恭 美	ト マ ム 支 所 長	石 坂 勝 美
会 計 管 理 者	合 田 幸	総 務 担 当 主 幹	野 原 大 樹
職員厚生担当係長	坂 本 龍 哉	財 務 担 当 主 幹	鈴 木 智 宏
税 務 担 当 主 幹	佐々木 智 猛	企 画 担 当 主 幹	竹 内 清 孝
商工観光担当主幹	阿 部 貴 裕	農 業 担 当 主 幹	杉 岡 裕 二
林業振興室主幹	高 桑 浩	建 築 担 当 主 幹	嵯 峨 典 子
環境衛生担当主幹	蠣 崎 純 一	戸 籍 担 当 主 幹	佐久間 敦
国保医療担当主幹	小 瀬 敏 広	保 健 予 防 担 当 主 幹	岡 本 叔 子
村立占冠診療所主幹	橘 佳 則	社 会 福 祉 担 当 主 査	川 口 晃 平
介 護 担 当 主 幹	細 川 明 美	子 育 て 支 援 室 主 幹	森 田 梅 代

（教育委員会）

教 育 長	多 田 敦 史	教 育 次 長	平 川 満 彦
学校教育担当主幹	後 藤 義 和	社 会 教 育 担 当 主 幹	上 島 早 苗

（農業委員会）

事 務 局 長	小 尾 雅 彦
---------	---------

（選挙管理委員会）

書 記 長	三 浦 康 幸
-------	---------

（監査委員）

監 査 委 員	木 村 英 記	監 査 委 員	下 川 園 子
事 務 局 長	岡 崎 至 可		

○出席事務局職員

事 務 局 長	岡 崎 至 可	事 務 補	三ツ谷 陸 翔
---------	---------	-------	---------

開会 午前10時00分

○事務局長（岡崎至可） 起立、礼。

村民憲章を朗読します。

ひとつ、健康で、幸せな家庭をつくりましょう。ひとつ、自然を愛し、美しい環境をつくりましょう。ひとつ、きまりを守り、明るいまちをつくりましょう。ひとつ、生産を高め、活気ある社会をつくりましょう。ひとつ、文化を育て、豊かな郷土をつくりましょう。

お座りください。

◎開会宣言

○議長（児玉眞澄君） 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから令和4年第4回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員長、小林潤君。

○議会運営委員長（小林 潤君） おはようございます。6月9日に開催しました議会運営委員会のご報告を申し上げます。今期定例会における会期は、本日16日から17日までの2日間といたします。議事日程、日割りについては、あらかじめお手元に配布したとおりです。以上で報告を終わります。

◎開議宣告

○議長（児玉眞澄君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、会議録署名

議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、2番、藤岡幸次君、3番、五十嵐正雄君を指名いたします。

◎日程第2 会期決定について

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長から報告のとおり、本日から6月17日までの2日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって本定例会会期は、本日から6月17日までの2日間と決定しました。

◎諸般報告

○議長（児玉眞澄君） これから諸般の報告を行います。事務局長。

○事務局長（岡崎至可君） 審議資料の1ページをお願いします。今期定例会に付議された案件は、承認第1号から議案第9号までの19件です。

議員提案による案件は意見書案第4号から意見書案第9号までの6件です。

説明のため出席を要求したところ、通知のあった者の職及び氏名は、審議資料の2ページをお願いします。村長以下記載のとおりです。

令和4年第3回臨時会以降の議員の動向は、3月29日、令和3年度町村議会クリニックweb研修から記載のとおりです。

審議資料の8ページから9ページは、令和3年度、令和4年3月分の例月出納検査結果です。

審議資料の10ページから11ページは、令和3年度、令和4年4月分の例月出納検査結果です。

審議資料の12ページから13ページは、令和4年度、令和4年4月分の例月出納検査結果です。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで諸般の報告を終わります。

◎村長行政報告

○議長（児玉眞澄君） ここで村長から行政報告のための発言を求められておりますので、その発言を許可します。

村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 議長のお許しがありましたので、行政報告をいたします。

審議資料4ページになります。1、報告事項であります。本日配布の資料をご覧いただきたいと思います。

行政報告1、報告事項。(1)JR根室線に係る住民説明会について。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で延期となっておりました、JR根室線富良野～新得間の鉄路存続を含めた鉄路の在り方についての住民説明会を開催いたしましたのでご報告申し上げます。

JR根室線富良野～新得間については、現在、JR北海道、北海道、関係4市町村において生活面・観光面・物流面の3つの側面から検討・協議を進めており、これまでの経過、JR北海道からの申入れ事項、鉄路存続の検討、新たな交通体系の検討について、4月25日に占冠村コミュニティプラザ、4月27日にはトマムコミュニティセンターで住民に対する説明を行い、今後の議論に向けてのご意見をいただきました。

新たな交通ルートの検討にあたっては、利便性の確保及び将来的に持続可能な地域交通にするため、既存バス路線の活用も含めて交通ルートの検討を進めておりますが、検討・協議については半ばであり、具体的な内容については今後お示しをしていくこととしております。

今後も持続可能な地域交通を確立しつつ、現状の利便性等を低下させないよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

(2)村有リゾート物件の売却について。平成29年1月23日に占冠村と株式会社星野リゾート・トマムとの間で成立した村有リゾート物件に係る調停事項につきまして、4月8日に売却が完了し、全ての調停事項が無事履行されましたのでご報告いたします。登記手続につきましても、同日中に申請を行い、4月15日付で登記完了証を受領しております。これをもちまして、平成10年5月にアルファコーポレーションが破産して以来続いてきたリゾート施設の所有をめぐる懸案事項が解決しました。

これも、ひとえに議員の皆様をはじめ関係各位の多大なるご尽力の賜物であり、心より感謝申し上げます。

これからも、リゾートとの情報共有に努めるとともに、良好な連携関係を構築し、地域の振興に向けて取り組んでまいります。

(3)新型コロナウイルスワクチン接種について。新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況及び4回目追加接種についてご報告申し上げます。

5歳以上の住民へのワクチン接種については、6月8日現在で2回目まで接種を終えた住民は1077人（接種率93.5%）、12歳以上で3回目まで接種を終えた住民は897人（接種率77.9%）となっております。

引き続き、1回目から3回目未接種者に対する接種機会を確保し、発症予防に努めてまいります。

次に、4回目追加接種について、ご報告します。

国では、ワクチン接種の目的を1回目から3回目接種は重症化予防・発症予防のためとしておりましたが、4回目接種は重症化予防のため

とし、接種の対象を3回目接種の完了から5か月以上経過した①60歳以上の方、②18歳以上60歳未満の方のうち基礎疾患を有する方、その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める方に接種することとしております。

本村におきましては、65歳以上の方からのワクチン接種の実施に向けて準備を進めてきております。既に対象者にはワクチン接種の案内を発送し、13日から予約受付を開始しております。

接種日程につきましては、65歳以上の方は、7月4日から7日まで、60歳以上の方、及び18歳以上60歳未満の方のうち基礎疾患を有する方は、7月20日、21日に順次ワクチン接種を進めてまいります。

基礎疾患を有する方で4回目接種を希望される場合には、情報提供書を提出いただくよう周知をしているところでございます。

以上、新型コロナウイルスワクチン接種に係る報告といたしますが、新規感染者を減少させていくため、引き続き現在示されている基本的な感染予防対策にご協力いただきますようお願いいたします。

(4)各種団体役員の就任について。占冠村長就任以来、広域化する自治体事務の執行のため、各種団体の役員に就き責任の一端を果たしてきましたが、この度、各種団体の総会等でこれまで以上の任を担うこととなり、その内容について報告いたします。

3月20日開催の上川町村会臨時総会において、副会長及び産業常任委員会委員長に選任されたほか、一般社団法人北海道町村振興財団評議員、上川地方観光連盟理事、北海道防災協会委員など9団体の役員に選任されました。

4月21日開催の北海道町村会定期総会においては、理事に選任され民生文教常任委員会に配属されました。

5月27日開催の上川地方総合開発期成会定期総会において、理事及び産業専門部会長に選任されました。

また、6月2日開催の一般社団法人全国森林レクリエーション協会通常総会において理事に選任され、今後開催される旭川支部定期総会において支部長に選任される予定となっております。

コロナ禍を乗り越え、地域振興を図るには多くの課題を抱える現状において、各種団体の任を果たしながら、行政執行の責任者として村政が滞ることなく前へ進めるため、副村長、担当課長はじめ職員の協力を得て務めてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2の主な用務等でございますが、3月29日、令和4年第3回占冠村議会臨時会以降の行動については、7ページまで記載のとおりとなっております。

審議資料7ページになりますけれども、入札につきましては記載のとおり9件を執行しております。以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（児玉眞澄君） これで行政報告は終わりました。

◎ゼロカーボンシティ占冠宣言

○議長（児玉眞澄君） 続いて村長から、ゼロカーボンシティ占冠宣言のための発言を求められておりますのでその発言を許可します。

村長。

○村長（田中正治君） 議長のお許しをいただきましたので、ゼロカーボンシティ占冠宣言をさせていただきます。

近年、地球温暖化が原因とされる気候変動により、世界各地で自然災害や異常気象が発生しています。日本各地においても、記録的な猛暑や集中豪雨、大型台風が発生するなど、私たち

の生活環境にも大きな影響を及ぼしています。

こうした状況から2015年に合意されたパリ協定では「平均気温の上昇を産業革命以前に比べ1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が掲げられ、我が国では「2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を目指すことが宣言されました。

占冠村は清流鵲川の上流に位置し、厳冬期には-30℃となることもあります。美しい雪景色、命が躍動しツツジが咲く春、いきいきとした山の緑と青空が眩しい夏、大地からの恵みに感謝する秋、私たちの暮らしはいつも豊かな自然環境とともにあり、多くの恩恵を享受してきました。

私たちの自然豊かな占冠村を次世代へ引き継ぐために、村民一人ひとり・事業者・行政が環境に負荷のかからない暮らしを考え、行動を起こすことが必要になっています。

ここに占冠村は、限りある資源を大切に自然と調和した循環型社会の構築に挑戦し、2050年までに温室効果ガスを実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ占冠」を目指し、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいくことを宣言します。

令和4年6月16日。占冠村長、田中正治。よろしくをお願いします。

○議長（児玉眞澄君） これでゼロカーボンシティ占冠宣言は終わりました。

◎日程第3 一般質問

○議長（児玉眞澄君） これから一般質問を行います。質問の通告がありますので、通告順により順次発言を許可します。

3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 議長の許しを得ましたので、質問をいたします。

今回、除雪車による除雪作業の安全確保ということで、3月の定例会でも質問をし、それ以

降大きく変わったこともありますので、改めてここで問題点等を共有しながら解決に向けた方向性を探っていきたいと思います。

令和3年11月27日に除雪作業中に村の公共下水道マンホールの受枠に除雪車の汎用プレートを衝突発生した事故により、助手席にいた労働者がフロントガラスに強打し富良野協会病院で検査を受け、異常なしという診断を受けておりましたが、本人の体調がすぐれないということで、現在通院治療中であると私の質問に村長はこのような答弁しておりました。

受災した労働者のその後は、体調がすぐれず札幌の専門病院にかかり、現在も通院治療をしているとのこと。この人の健康具合については、原因が検査結果がわかって何回かの治療を行うことによって復帰できるのではないかと話も聞いております。事故後3月までは会社で休業補償を支払っていましたが、長期治療になるということで労災保険に4月から切り替えたとのこと。

村長に伺います。未だ職場復帰できない状況についてどのように考えているのかまず伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 五十嵐議員のご質問にお答えをいたします。

労働災害についてであります。まずは労働災害が起こらないよう万全の対策を取ることが重要だと考えております。この度の事故で療養中の方の状況は、札幌の病院に通院し、徐々に体調も良くなっていると聞いておまして、一日も早く快方に向かい、職場復帰できることを願っております。

除雪業務の交通事故、あるいは労働災害が発生しないように安全管理を徹底してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 今、村長言われたように被災した方については回復に向かっているということです。それについては私も確認を取っております。労働災害が起こらないように万全な対策を取っていく、また一日も早い職場復帰を求めるということで村長から答弁がありましたけれども、この公共下水道マンホールの受枠、これは村道上に何箇所あるのか。除雪作業に障害になる受枠はどのように改善しているのか。これらについて伺いたいと思います。

現状、来年の仕事発注する事業体が決まっておりますけれども、すでに事業体の方で受枠等の危険な箇所についてはマーキングされておりまして、それらの事業を進める事業体の方と、事業を請け負っている会社の方と、現地を確認しながらそういった作業はやられているようです。舗装上にそういったマーキングもされておりまして、何箇所かあるということだろうと思っています。これらについてまず伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） マンホールの受枠、あるいは改善方法についてのご質問にお答えをしたいと思いますが、現在、村道上にあるマンホールの数でございます。中央地区に142箇所、上トナム地区に56箇所。除雪作業にかかる、作業に障害になるマンホールの改善方法といたしまして、マンホール周囲にアスファルトを敷き均し、マンホールよりもアスファルトの敷き均しの方が高くなるよう段差を調整しているという対応を取らせていただいております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 大変数が多いわけですが、私も現地、何箇所か見れるところについてみたところ、全てが危険だという状況になっていないわけで、このへんについては当

然、村のほうで事業発注するにあたっては、現地を確認しながらそういった箇所については、今言われたように受枠のところにアスファルトを敷いて段差をなくしていくと、こういうことで進められていると思っています。問題は、こういった箇所について同じ人が常時作業していれば、事業体の方でもそのところは大変気を付けて実行されるということなんですけれども、当然いろんな人たちが働いていますから、休暇とか病気とかいろんなことで運転手等変わることになることが多々あるわけです。そういった時については、必ずしも働いている人がそういった村道の現況を確認しないまま作業を行うということも事業実行上どうしてもあるわけです。私はそのへんについて、事業体が気を付けてやれば事故は起こらないんじゃないかと。確かにそうなんですけれども、事業を発注する側、村としてそういった危険な箇所が予めわかるところについては、今言ったようなことをきちんと手当てをして事業発注するというのが一番大事だと思っています。今後、村の発注する村道除雪で、公共下水道のマンホール受枠による事故等の類似災害をなくすために、発注側として担当者がもっとこういうところやりたいと言っても、予算がないからやらないということではなくて、発注するにあたっては、事前にそういった現地を確認して、どうしても直さなければならぬというところについては、補修、修繕を完了してから事業発注をすべきだということで考えています。このへんについて村の安全意識含めて安全に対する取り組みの中でどのように進めていくのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 事業に伴う安全対策ということでの質問です。

現在、マンホールの修繕箇所につきましては委託事業者の聞き取り及び現地確認を行いました。

て、降雪前には修繕を完了するという工程でございます。今年度のマンホール補修、修繕箇所につきましては、中央地区が9箇所、上トママ地区が6箇所となっております。こうした同様の事故を繰り返さないためにも、マンホールあるいは道路付属物の点検を行いまして修繕が必要な箇所については迅速に対応をしまいたいと思っております。また、業務開始前には事業者と共に村道の現地踏査を実施したいと考えているところでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 今村長から答弁ありましたように、やはりこういった事故が起こらないようにするための対策というものをこれから、今までもやってきたと思いますけれども、現状確認したところでは中央地区で9箇所、上トママ地区で6箇所の危険箇所があり、そういったものを降雪前に事業体に作業発注する前に、そういった作業を完了するとこういう答弁であります。このへんについても、担当者任せではなくて、村全体としてこういった危険箇所については、すぐに対応できるような取り組みを改めて求めたいと思っています。答えをいただければそれで質問を終わりたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員おっしゃるとおり質問の主旨については十分留意しながら、こうした事故のないように事業を進めてまいりたいとすることを申し上げておきたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） これで3番、五十嵐正雄君の一般質問を終わります。

続いて5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 何点か質問させていただきます。

まず質問1つ目ですが、物産館とニニウキャンプ場について伺いたいと思います。物産館、ニニウキャンプ場につきましては、以前より物

産館の利用方法の検討や2階レストランについての募集はしているところですが、現在の進捗状況というのを伺います。

また、ニニウキャンプ場跡地についても12月定例会での細谷議員の一般質問後、進展が聞こえてこない状況であります。現在の状況についてこちらもまず伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 下川議員のご質問にお答えをいたします。

物産館、それからニニウキャンプ場の利用ということでございます。物産館の利用でございますけれども、物産館の1階の利用につきましては、現在空きスペースとなっていることから物産館が高台に位置をしていることなど、場所的優位性を考慮し避難所には指定されておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策として災害発生時などに避難者の過密を避けるための避難スペースとしての活用もあるなということで若干ではありますが、段ボールベット等の備蓄物の配置をさせていただいております。もちろん、この活用方法については短期的な活用方法の取り扱いでございまして、中長期的な活用方法といたしましては、道東自動車道4車線化工事に伴うネクスコ東日本帯広工事事務所の占冠工事事務所として検討していることについては以前にもお伝えをしているところです。ネクスコ東日本帯広工事事務所からは検討したいとの回答をいただいておりますので、今後状況をみて意思確認を進めていただきたいと考えております。

続いて2階レストランスペースについてでございます。以前の利用者が2月15日に閉店をし、村といたしましては公募型プロポーザル方式により新たな事業者を2月14日から3月15日までの1か月間で募集をいたしましたが、応募はありませんでした。現在の状況といたしましては

村商工会と連携をし、新たな利用者を随時募集している状況でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が大きい飲食業の新規展開には慎重にならざるを得ない状況ということもありますので、その点ご理解をいただければと思います。引き続き飲食を通して村民の皆さまもとより、観光客に占冠村の魅力を発信できる事業者の発掘に向けて様々なネットワークの活用及び情報発信をしてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、物産館の設置目的でございます地場産業の振興、地場製品の展示、普及、宣伝の促進、地域振興及び観光振興を図るための重要な施設として、その目的が達成できるよう活用してまいりたいと考えております。なお2階レストランにつきましては、新たな事業者が使いやすいスペースとしての基盤整備を行うべく本議会にて厨房、床等の修繕にかかる補正予算を計上させていただいておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、ニニウキャンプ場跡地の有効利用につきましては、ニニウファームと5月に羊の管理及び放牧地利用の用途で土地賃貸借契約を締結しております。また、関連施設の使用についても現在準備中であります。ニニウの自然環境を生かし地産地消の内容で少人数となりますけれども受け入れを計画しているという段階でございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○5番（下川園子君） 進捗を伺うことができ、動いていてよかったなと思いますが、そういった進捗状況というのが実際にはなかなか住民には届いておらず、伺えば聞こえてくるというような状況だと思いますので、やはりこういった情報というのは常に周知、ある程度決まった時点で周知いただいたほうがよいのではないかと感じます。

ニニウキャンプ場についても契約が終了して

いるということなので、その契約について話をするつもりではありませんが、以前ニニウキャンプ場については住民の合意形成を得てからということで、本来であれば住民に何かの形で、もう少し利用方法についてだとか、今後どういうふうにしたらよいのかとか、そういった話をしてもらえるものだと思っていました。水の問題があつてキャンプ場としては利用ができないとしたとしても、例えばイベントで利用したいという住民の声を聞いたりだとかした場合に、こういった契約者の方がいる場合にはなかなかそういった利用というのはもうないだろうなと思うので、事前にこういった動きというものをお知らせしていただきたいと思うので、そういった決まったことというのはある程度の段階で周知していただきたいということと、物産館についてはこれから修繕をして利用しやすいようにということなんです、これも地場のものを発信していくということなんです、今実際レストランもなくて下も空きスペースになっているので物産館と言いつつ入っても今何もないという状況で、今後、地場の物を村民もそうだし、観光の方にも売っていくのであれば、ネクスコさんが入って事務所となって使って活用されるというのもよいのですが、それがどう繋がるのかというのがちょっと想像できなくて、そういったものもやはりその近くに住む住民も当然いるのでこういった使い方がよいのかっていうのを話し合う場面はあってもよいのではないのかなと感じています。今物産館に行っても本当に空きスペースに段ボールベットが置いてあるのは確認もしましたが、あそこでフリーWi-Fiがあつて、ちょっと休もうと思ってもすごく暗くて、ワックス掛けをした後なのかわかりませんが、薬品の臭いといいますかそういったものもあつて滞在するにはちょっと居づらい環境というか、ただ椅子が置いてあるだけでトイレが

あって、2階にも行けるけれども行ったら全部閉まっていてというようなのが現状だと思います。そういったところも、誰もいないにしてももう少し観光の方とかが来た時にウェルカム感が出るような体制を作るとか、そういったことも必要だと思いますし、今後どういうふうにしていくのが自分達にとってのよいと思える場所になるのかっていうのを一度聞いていただいてもよいかなと思っているのですが、そういったことは住民等に話をする機会というのを設けないのかなども含め伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 物産館の現状につきましては、議員おっしゃるとおり誰もいない状況ですので、見ての通りということでそのへんでウェルカムのどうぞ寄ってくださいっていう呼び水になるものはないという状況ですので、一般客であそこで鉄道あるいはバイクとか車で休む方がWi-Fi使える環境、中で休んでいる方は若干いらっしゃるという環境だと思います。そういった中で、現状で新たな使い方をフリーで投げても、なかなか解決策が見つからないと僕は考えています。一定の利用方法を提起しながら議論することのほうがよいのかなということで、どう使えますかって投げられても、これはちょっと解決策が見つからないんじゃないかなと思いますので、現状提起をしているとおり、この設置目的に合った利用方法をどうするのかっていうのは、それにあわせて我々役場としても村としても検討を進めて、ぜひこの設置目的に合った利用方法をご提案したいと思っております。

決まったことを随時周知という提起でございますけれども、これといって確たる報告する決定事項というのはない段階で今までできていますので、そういった報告はさせていただいていないということでございます。いずれそういった確たるものが決まってくれば、こういう利用が

できますよというようなことも含めて周知はさせていただきますけれども、現状で契約しましたからという話だけを周知してもこれは議論にならないのかなと思いますので、そのへんは状況が決まるまでしばらくお待ちいただきたいなと思います。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○5番（下川園子君） その物産館についての何もない状況で話し合いをとというのは確かにこれから新たに何かを始めましょうという話し合いというのは正直難しいのかなとも感じます。ただ利用方法というのを例えば事務所にするのか、2階レストランはレストランでということだったとしても、今回プロポーザル方式で1か月間募集をしていたわけですがけれども、その期間になかったということで、現在も継続はしているけれども1店舗だと使いづらい状況なのか、利用しにくいということなのかはわかりませんが、同じレストランにしても考え方によってはシェアキッチンのようなものだったり、そういった使い方も考えられると思うんですね。そういったアイデアとかっていうのは、やはり実際利用したい人のほうが持っているものだと思います。利用方法というのをある程度提示したうえでも、そこに意識を持ってくれる方との話し合いという時間があってもよいと思うし、そのほうが村にとっても活性化のある事業形態になっていくのではないかと考えるのですが、そういった方法とか今後考えていけないかどうか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） プロポーザルで募集をしているんですよ。この施設をどういうふうに使ってもよいわけですね。応募する人は。今言ったように、我々はシェアキッチンで使いたいということで応募されて使い方を説明されて、審査する側がよいですね、ということであれば

それでお貸しをするということは可能だと思うんですね。プロポーザル自体はそういうことを目的にやっているんですよ。使い方を限定しているのではなくて、施設を貸すのでどういう経営をしますか。ということを提案してくださいということで募集をしているわけです。ですからそういう意味では、未だ募集がなかったということで引き続きやりますけれども、そういう提起があれば本当に村としてはぜひ提案していただければと、受け入れる方としては思っているわけですね。そういった発想、いろんな発想の持った方が使えるように提案をしていただくというのがプロポーザルの趣旨ですので、そういうことを期待していると。村内外含めて、もう少し広くそういったものの範囲を広げながら、そういった人が必ずいらっしやると思いますのでぜひやっていきたいと。

それからネクスコの事務所。ただ単に事務所を置くということではなくて、これから10数年、20年かかる高速道路の現地事務所としてその道路の概要とか概況とかいろいろなものの展示、あるいは地域に対する説明、いろいろな役割を持った施設、現地事務所ですので住民にとっての有益な情報が得られる場所となると思いますし、高速道路に興味のある訪れる方もたくさんいらっしやるという聞いております。そういったただ単に事務所を置くということではなくて、向こう20年付き合う中でそういった付き合いをしなければならぬ高速道路との関り方含めてその場所を使っていただくと。事務所があれば、住民も例えばダンプカーの心配だとか、交通の心配だとかいろいろな相談というか苦情とは言いませんけれど、そういった相談もできる窓口が現地にあるということですので、地元にも有益だと考えているところでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○5番（下川園子君） では2点目の質問に移

ります。

村道トマム循環線の管理について伺います。現在、村道トマム循環線の歩道は山際と歩道の境界線もわからないほど草も生え、歩道のアスファルト部分からも多数草が生えています。雪解け時期には山から流れてくる「みずみち」が歩道上にできますし、その水が乾けば泥が固まった状態、泥が溜まってしまっていてそれが乾燥してという歩道になっています。その歩道には苔も生えている状況です。その道路状況というのも以前よりひどくなっていると感じますし、歩道上に穴が開いているところがあって砂袋とコーンが置かれたまま。そのコーンと砂袋も草木に埋もれている状況です。年々本当にひどくなっていますが、管理についてどのように考えているのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 村道トマム循環線の管理についての質問にお答えをいたしますが、ご指摘の箇所につきましては確認をさせていただきました。笹とフキが生い茂り、道路側溝をふさぐ状況となっております。歩道部の草は舗装に数多くの亀裂が入り、その割れ目から草が出ている状況です。これらにつきましては、早急に草刈り、道路及び側溝の清掃を実施し改善を図ってまいります。歩道脇の穴につきましては補修が滞り大変ご迷惑をおかけしてしました。早期に補修を完了いたしたいと思っております。循環線一般車両の利用については大変少ないわけですが、そういった意味で管理が不十分であったと思いますので定期的に道路パトロールを実施するなど、道路環境維持、管理に努めてまいりたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） ここで11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 村道トマム循環線につきましてパトロールをしていただけるということで、パトロールしていただければ安全、ある程度管理していただけるだろうとは思いますが。この村道トマム循環線、一般車というのは確かに交通量はとても少ないのですが、その通る車というのは間違って通る車だったりすることが多いのでかなり猛スピードで走っています。循環線は住民にとってはウォーキングの道になっていたり、トレーニングするために走る方も使っています。そして、このすぐ裏の山側には当然ヒグマも住んでいるわけですが、一時熊も出てきているような状況でした。そういったところからやはり境界線というのをしっかり分けるためにも、こういったところの定期点検というのは確実に行っていただきたいと思っています。パトロールというのをどの程度、シーズン中にどのくらい周っていただけるのかなというのは、これから考えていくことかもしれませんが、こういったスパンで周っていただけるのか、またはこのくらいで周りますといったものがあれば伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ただいまの質問で決まった期間というか、決まった日程とかそういうのはないのですが、一般的に村道点検のパトロールもありますので、それにあわせて実施をするということになるのかと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○5番（下川園子君） 3点目の質問に移ります。ホームページの運用方法について伺いたいと思います。こちらは村長と教育長に伺います。まず、現在のホームページは以前に比べてと

ても見やすく、調べやすくなりました。また重要なお知らせや新着情報、イベントのお知らせなど掲載してくださっているのが身近なものになってきたなと感じています。しかし、いざ何か調べようと検索バーから検索すると古い情報しか出てこない。ページには詳細情報が全く載っていない。また現在ないものを書いてあるなど、ただ載せているだけに見えてしまったり、不便また不親切さみたいなものを感じてしまいます。

ホームページは常に更新していくから使用できるツールであって、更新されないものでは活用できない上、不正確な情報を発信し続けることになってしまいます。詳細情報等の更新は各課で行うものだと思っておりますが、運用方法についてどのようなルールを決めているのか、また運用方法をどのように考えているのか村長に伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 村ホームページの運用についてでございます。本村のホームページにつきましては、広報担当が中心となって随時ホームページの掲載内容について確認を行うとともに、各課においてもそれぞれの担当ページの掲載情報等について適宜確認を行っているというところでございますけれども、古い情報のまま更新されていないページ等が検索されていることについて私も確認をさせていただきました。今一度、各担当ページの見直し等を行い、最新情報の掲載や古い情報の削除、誤った情報の修正の他、高齢者や障がい者など心身の機能に制約がある方々についても配慮した掲載を心掛けよう徹底をしてホームページの適切性、正確性及び適時性の確保に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○5番（下川園子君） 今後、適宜運用してい

くということで、見直しを図っていただけるかと思いますが、やはり読み手があるものなので、読み手をしっかり考えた上でホームページの構成というのはすごく重要になってくると思いますし、やはり直接電話をして各課に確認をするということももちろんできるのですが、その前に第一歩の段階で一度調べてから電話をするということも世代間は分かれてしまうかもしれませんが、やはり自分で一度調べてから問い合わせをするといったことも増えてきていますし、利便性を考えたときにそのまま予約ができるのか、何かの行事予定があって予約できるとか、そういったほうが住民にとっては利便性も高くなるのでそういったことも考えながら、全体的に広報の方は今現状すごくがんばられているんだろうなとは思っています。毎日ちゃんと新着情報とかも出てきますし、新しいイベント情報等も載っているのです。ただずっと定期的に置かれているものが更新されていないということが多かったり、ただ文言だけ変えてあって中の更新がしていないというところがあるので、そこはある程度早急に見直しは図っていただきたいと思いますが、スケジュール間とは言いませんが、できるだけ早急に進めていただきたいと思うので、今後そういったものをどういう段取りで進めていけるかといいますか、スケジュール感を決めて進めていただきたいと思いますが難しいでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ホームページの掲載につきましては、スケジュールというよりもよいところはどんどんやって、悪いところは直していくということの作業ですので、これは随時事務的に進めれる話ですから、即座にやれるところからどんどん進めるということでよいと思います。ネット時代ですからいろんなツールがあるだろうと思いますが、このへんにつ

いてはやはりシステム自体検討しなければだめだろうということで今後の課題だと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○5番（下川園子君） では、こちらホームページ部分の教育のページについても伺いたいと思います。

教育のページについても特に学校紹介や特色などホームページからは全く読み取れず、各学校の紹介も弱いと考えます。こちら教育ページについて、教育についてのアピール等を含め、こういった形で運用していくのか教育長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。多田淳史君。

○教育長（多田淳史君） 議員のご質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、教育委員会関連のホームページですけれども内容につきましては一部図書日より等を、社会教育の部分に関しまして今年度から新たに掲載を開始したのもございますが、大半が基本情報のみの掲載となっております、特色ある情報が発信出来ていない状況であるということで認識をしております。

スマートフォン、それからタブレット端末などの情報機器、無線LANのような接続環境が整備されまして手軽に情報の伝達、共有が可能になっている現在において、教育委員会といたしましても魅力ある情報を発信するため、学校等の関係機関の協力を得ながら掲載内容の充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

具体的に学校で申しますと、現段階で若干話を出ているのですが、学校のホームページに関しましては学校の写真しか載っていないというような状況でございますので、こちらについて学校と協力して学校の経営方針、グランドデザインですとかそういうものをまず載せるというところ、それから学校の授業風景ですと

かそういうものも載せていけたらということで、今各学校長といろいろ協議をさせていただいて早々に取り組むような形で今話し合いをしているところでございます。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） これで5番、下川園子君の一般質問を終わります。

続いて、4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 私のほうから大きく2点質問させていただきます。

まず質問の1つ目ですが、宿泊税の導入について。これまで幾度も各議員と宿泊税導入について議論されてきました。コロナ禍により先送りをされていますが、令和2年第4回定例会において村長は、制度設計は進めるとしていました。その後、道から担当職員の派遣もあり現状どこまで進んでいるのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 細谷議員のご質問にお答えをいたします。宿泊税の導入についてでございますが、宿泊税については令和2年度の村政執行方針において確実に観光振興に活用できる独自財源を確保する必要があるため、北海道と足並みを揃えて宿泊税の導入に向けた検討を進めていくこととしておりました。北海道においては実施年度を令和4年4月を目途とした行程表を示しておりましたが、議員ご指摘のとおり新型コロナウイルス感染症の影響で導入が先送りされている状況でありまして、昨年9月に北海道の宿泊税導入についての考えを伺ったところ、このコロナ禍でのスタートは切れないということをお聞きしてしております。

制度設計の進捗状況についてのご質問ですが、二重課税や法定外目的税による使途の明確化、課税対象の公平性などの課題に対して観光振興財源の制度設計に関するたたき台の取りまとめを行うとともに、北海道の動向に注視しながら制度設計の準備を進めているところでございま

す。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） コロナ禍での制約は理解しますが、これまでの2年間、庁内議論、情報収集、制度設計にどのようにもう少し具体的に挑んだのか伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 一言で難しいのですが、例えば北海道との占冠村の二重課税、両者が課税をすることでどういった支障があるのか、どういった方法があるのかとか、一時議論されたのが北海道で100円、占冠村で100円というような想定もさせていただいたことはありますし、当時北海道が提示していた内容を検討した記憶があります。これの使い方、どこまでこの目的税を使ってよいのか、どういった許可が必要なのか含めての検討もしなければならぬ。それから課税対象、例えば免税点を設けるのか、設けないのかとかですね。免税点を設けるとすれば、村内での宿泊状況をみて、いくらが妥当なのか、それが公平なのかどうか、様々な課題があるわけです。そういったことを整理課題として進めておりましたが、それらを一気に解決するためには同時課税が一番徴収方法含めて同時に課税することが一番合理的だと判断をしておりました。そういった中で、コロナ禍でとん挫をしたという状況でございますので、村としては北海道が動けばいつでも動ける状況にはあると考えています。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 様々な情報収集と課題に向けた検討をされていると。ただ具体的な制度設計には至っていないんじゃないかと感じます。それで令和3年第2回定例会一般質問において、湯の沢温泉の老朽化整備における村長の答弁で、今後宿泊税などの財源確保ができれば大規模な修繕も進めていけるのだと自主財源に

向けた前向きな考えを示されています。宿泊税の目的は税収により自己財源を確保し、観光地としての魅力を高める、観光振興を図る施策です。もちろん各事業者、住民への理解と地域振興が鍵となり明確に施策を示す必要があります。その課題解決の達成には財源の必要性、宿泊税を財源とした観光施策を提案する、魅力ある観光地づくり施策を行うことで質の向上、満足度のアップ、観光インフラ整備、交通の要衝を意識した村づくりによる魅力の向上、それらの個別政策を明確にする、公共交通、交通安全、治安、環境、景観保全、地域の整備をし、地域の形成をしていく。これは具体的に言うと例えばリゾート内の村道の整備、案内看板、よく問題に出てくるJRトマムのトイレの改修、例えばです。こういう具体的なこと、これを進めていくことにより理解が得られ、将来像を描けると思いますが自主財源がなければ成しえないことでもあります。北海道と足並みを揃えてとのことですが、宿泊税導入を進める考えがあるのであれば、制度設計及び条例設定にはそれなりの時間がかかることですので、それぞれの原案策定を、スケジュール感をもって進めるべきと思いますがいかがお考えでしょう。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 宿泊税の先行実施ということのご提起かと思えます。議員おっしゃられるように、観光資源あるいは観光施設、迎入れるインフラ含めて財源が必要となってきます。こういった観光地としての魅力を高めるための財源として宿泊税は現状では欠かせないと私も認識をしております。ですから、ぜひ導入をしたいという考え方には変わりはありません。北海道に先駆けて実施してはどうかというご質問でございますが、これまでも私の考えについてはお示しをしておりましたが、現在も北海道と足並みを揃えて実施したいという思いには変

わりありません。先ほども述べましたとおり、北海道でも宿泊税については導入を進めておりまして、様々な課題について調整、整理をしていかななくてはならないと考えております。しかし現状のコロナ禍の影響で北海道の踏み込んだ議論がなかなか見えてこないという状況の中で、北海道に先駆けて導入することについても検討課題と私も認識をしているところであります。いずれにしても、導入にあたっては先行事例の状況も検証しながら様々な課題を整理した上で地域が納得できる制度とするため、慎重に進めてまいりたいと考えております。議員言われるとおり、北海道があまりにも動きが見えないようであれば、先行して実施をするということも視野に入れなければならないと考えています。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 北海道が停滞した場合には独自で考えているという答弁をいただきましたが、これについてですが日本政策投資銀行は日本交通公社と共同でアジア、欧米豪、訪日外国人旅行者の意向調査を実施、12地域で6139人からアンケートを取ったと。訪れたい国なんと日本は1位に初めてなりました。と同時に世界経済フォーラム、これは2年ごとに行う調査ですが、観光魅力度ランキング、こちらでも世界ランキング1位に初めてなりました。この評価の中身ですけれども、食事の美味しさ、清潔さ、治安の良さ、交通インフラがどの地域からも高い評価を得ています。さらに訪日旅行における予算は海外旅行全般と比較して増加傾向にあり、アジアは食事、欧米豪では宿泊施設への増加が期待できるとあります。観光業、旅行業者は国の対策も踏まえ国内はもとよりインバウンドの回復が早くなると予測しています。各国の高い訪日移行を維持、促進する活動の強化、観光地としての競争力が重要になってきます。宿泊税

の導入は東京都の平成14年の導入から大阪府、京都市、金沢市、倶知安町、そして令和2年、福岡県福岡市、北九州市が導入を始めています。福岡県福岡市は先ほど村長が言っていました二重課税の問題を話し合いにより解決しています。そういった背景も含めぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） いずれにいたしましても、現状においては北海道との調整もされているわけでもないで、現状においては北海道においては早期に検討を進めてほしいというお話はさせていただきながら、なかなか見えてこない状況であれば、村としても独自でそういった検討を始めるという方向でスケジュール感を持って進めたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 独自に進める考えもあるということでぜひ前向きに検討をお願いします。

質問の2つ目です。占冠地区消防サイレンについて。占冠地区消防サイレンは昭和42年6月設置から既に50年以上経過し老朽化も激しく、地域住民、消防団員から錆、腐食によるサイレン本体の誤作動と落下、サイレン塔の倒壊を危惧する声があります。危険な状態にある現状を踏まえ修理、更新の考えはないか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 占冠地区の消防サイレンについての質問でありますけれども、字占冠地区のサイレンの老朽化が進んでいることは議員言われているとおりでございます。このサイレンにつきましては富良野消防署占冠支署と連携しながら維持管理に努めてきたところであります。占冠支署に対しましても現況に関する見解を確認したところ、大きな地震など不測の事

態が生じない限りすぐにサイレンの落下やサイレン塔が崩壊する状況にないということです。もっとも今後も危険な箇所については早急に修繕を行うなど迅速な対応に努めるとともに、サイレンの更新について財源の確保なども含めて前向きに検討を進めたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） このサイレンのメーカーの対応年数推奨が20年から25年ということですので大幅に超えていますので有事の際誤作動や吹鳴がなされないことも想定されます。ぜひ更新をお願いします。

次に2つ目ですが、消防サイレン吹鳴役割には火災時の消防団員招集伝達、地域防災計画にも規定しているとおり大変重要な役割を担っていますが吹鳴の種類を理解している住民は少なく定期的に周知すべきと思いますが、考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） サイレンの吹鳴の種類について村民への周知ということでございますが、周知された時期を調査したところ、平成29年の周知が最後となっております。サイレン吹鳴の種類を忘れたり、新たな転入等で内容をご存じではない村民の皆さまも多くなっているものと考えられますので、再度サイレンの種類について周知したいと考えております。富良野消防署占冠支署の協力も得ながら近日中に行政区回覧にて周知を行うほか、広報や村のホームページなどにおいても定期的な周知に努めてまいります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 吹鳴の役割、種類を周知徹底することにより住民の火災、防災への意識が高まることでもありますので、ぜひ定期的に行っていただきたいと思います。質問を終わ

ります。

○議長（児玉眞澄君） これで4番、細谷誠君の一般質問を終わります。

続いて1番、大谷 元江君。

○1番（大谷元江君） 私から質問させていただきます。短い質問だと思いますのでよろしくお願いいたします。

占冠自然体感というキャッチフレーズで全道、全国に知名度を上げているところですが、占冠は94%が山林で自然豊です。国有林が多く含まれているところですが、村のキャッチフレーズも表記のとおりで自然が身近にある環境で緑も豊かで幸せだなと思っているところですが、近年ニニウキャンプ場が閉鎖になり、昔あったレクリエーションの森も閉鎖、そんな状況で気軽に自然を体感するというのが少なくなっていると感じております。2年前でしょうか。私、本当に恥ずかしい話ですが、五番の滝、初めてお伺いしましたが歩くに忍びない道路環境でありました。そんなところから、自然を感じる場所への行き方、散策したくても行けない状況が村の管理ではなく国の管理になってますので、自由に出入りというのは不可能だとは思いますが、昔から五番の滝、赤岩、占冠小唄でも歌われるとおり占冠の名所でもあります。そういうところに気軽に行けない状況にあることは大変遺憾に思いますので、ここに5点ほど掲載させていただきましたけれども、どのところに行こうにもやはり人にとって不自由な道路環境であったりしておりますので、このへんトマムリゾートだけに依存する自然体感ではなく占冠独自の環境を発見していただきたいと考えますが村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 占冠村の自然を感じるという意味で様々な環境、施設、景勝地があるというお話です。本村においてはキャッチフレ

ーズのとおり豊かな森林、あるいは清流などに囲まれ、四季折々の自然を思う存分体験できる村でありますということが売りでございまして、このコロナ禍もあり現在は空前のアウトドアブームと言われております。村内でも多くの方がウォーキングで汗を流されている姿や、ラフティングあるいはロッククライミングなどを楽しんでいる姿を拝見しているところでございます。本村のサイクルツーリズム推進実行委員会が主催しているイベントや、体験型ツーリズム協議会による感響プログラムなど本村をフィールドとした事業が実施されておまして、本村のありのままの自然を体感していただく機会が広がりを見せていると感じております。本村のありのままの自然を楽しみ体感していただくためには持続可能な自然環境の維持を図り、キャッチフレーズであります自然体感占冠を守っていくことが重要であると考えております。自然スポットへのアクセスや楽しんでもらうための方法、個々の趣味嗜好の多様化によりそれぞれ楽しみ方について多方面の方々と連携をとっていきたいと思っております。現在景勝地であります赤岩青巖峡、ロッククライミングとかラフティング含めて楽しんでいる。そこには管理人もお金をかけて配置をしたりという状況にあります。片方で議員言われるとおり、地権者のある観光自然環境も多くあるということで許可も取らずに入れないとところがたくさんあるのが現状としてあると思いますので、この自然を守りながらそういった体感をしていただくというのも占冠の自然を売る一つの方法だと思いますので、新たに何かお金をかけてどうっていうことにはならないとは思いますが、ご指摘の点について様々な関係機関とも連携をしながらよい方向に進めればと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 検討を進めていただけるということですので、お金をかけなくても環境整備はできるのかなと思いますし、こういうところもありますよ、という規制はあっても周知は可能だと思いますので、なるべくこういう自然がありますよという売りをしていかないと観光客はもちろんですけれども、住民にとっても自慢できるものが少ないということが悲しいことですので、占冠に長年住んでいて良かったという思いは村長も考えていらっしゃると思いますので、ぜひきれいに舗装をかけて進めるということではなく、自然を大事に凸凹道でもちょっとは歩きやすいようなそういう整備をしていただきたいと思いますのでそのへんもう一度お願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員言われるように自然体感ということで人の手を加えた自然だけではなくて、ありのままの自然を感じてもらおうという、そういった占冠の良いところをPRしながら様々な関係機関の力をお借りしながらそういった観光の進歩、進展に努力してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（児玉眞澄君） これで1番、大谷元江君の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午後1時00分

○議長（児玉眞澄君） 午前中に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） ただいま議長のお許しを得ましたので一般質問をしたいと思います。

これまで一般質問で何回かコロナウイルス感染拡大中の宿泊事業者、飲食業者等の支援について質問させていただきましたので、今回も関連した内容で村長にお伺いしたいと思います。

北海道では、3月21日に「まん延防止等重点措置」が解除された後に、全国の感染者数が一時5万7千人を超えた日もありましたが、直近の感染者数も2万人を下回り、今日の新聞では1万6592人でした。ある程度収束に向かっているのかなと感じております。北海道では宿泊事業者等を応援する取り組みとして、地域限定のようですが「どうみん割」、さらに「ほっかいどう応援クーポン」の事業も実施しております。飲食業も「新北海道スタイル安心宣言」下で感染防止策を徹底し、通常の営業を行っております。感染防止対策を徹底しなければなりません、コロナ感染前の日常生活に戻りつつあるのかなと感じております。

そこでまず1点目ですけれども、今お話ししましたように結構、緊急事態宣言ですか、「まん防」の重点措置の発出、行われていない状況でかなり人流も賑やかになってきているという状況で、今の状況の中で村の宿泊事業者、飲食業者、観光関連事業者の最近の経営状況について村はどのような認識を持っているのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 小林議員のご質問にお答えをいたします。北海道内における新型コロナウイルス感染者数も議員おっしゃるとおり5月下旬から減少傾向をみせ、人流も徐々にではありますが戻ってきていると感じています。

村内の道の駅の入り込み数を見ますと、5月の入館者数は2万7948人で前年比165.1%、バスの台数でいきますと142台で前年比1775%となっています。またトマムリゾートのサマーシーズンの稼働率については60%、時期によっては70%で今後はさらに上がってくるのではないかとお聞きをしており、感染症の収束により地域が活気づくことを期待しているところでございます。しかしながら、村商工会が取り扱った確定申告決算状況によりますと、コロナウイルス

による経済影響が表面化する以前との売上との比較状況は26.4%のマイナス、特に飲食、宿泊業等の観光関連業種は約50%と聞いており回復にはまだまだ時間を要するものと考えております。感染者数は減少傾向にありますが、長期化による村内事業者への影響は大きいものがあると認識していますが、商工会から要望書がきておりますけれども、村としてもできる限りの支援を行っていくこととしております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小林潤君。

○6番（小林 潤君） ただいまの答弁で村内の状況確認することができました。とりわけ宿泊事業者、飲食店業の関係はちょっとまだ従来の回復には程遠いというような答弁でございました。

それでは2問目の質問に移ります。ただいま村長からも答弁ありましたように、私の聞いた範囲では村内の観光関連の事業者等の現在の経営状況はコロナ感染前までに回復しないと聞いております。6月補正、今議会の補正で新型コロナウイルス感染症対策対応事業110万円、商工振興費で商工業活性化支援事業利子補給としてこれも110万円が増額をされております。私的には今まで村の支援事業も緊急事態宣言とか発出されている時には、事業継続支援金ですとか観光関連事業者への感染防止対策支援金、それから今回補正に上がっています利子ですとか、補償料の全額補助というようなことでかなり厚めの支援をいただいていると実感しているところでございます。

今も感染拡大が下止まりといたしますか、2万人を切っているという状況なんですけれども、テレビを見ているとある専門家の方は、また8月に向けてひょっとしたら第7波、想像したくないですけれども第7波がくるんじゃないかというような状況も聞きました。それで今後の感染状況、今の段階でなかなか把握することは

難しいですけれども、今後追加の地方創生臨時交付金がある場合に、今回の補正の利子補給、事業者にとってはすごくありがたいことですが、今後の感染状況が万が一拡大等をするときになったときに、今回の利子補給以外の支援について検討する考えがあるのかを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） コロナ禍での今後の対応ということでございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてでございます。国はコロナ禍における原油価格、物価高騰対応分を創設し、コロナ禍において原油価格、物価高騰等に直面する生活者や事業者に対して支援が実施されるよう臨時交付金を追加配分することを決定いたしました。追加配分にかかる本村の交付限度額は1643万9千円となっており、この有効活用について庁内で検討中であります。また北海道においても新型コロナウイルス対応を含む緊急経済対策を中心とした一般会計補正予算案を上程し6月14日開会の道議会で可決されました。プレミアム付き商品券に対する支援事業など活用できる事業もありますので、国、北海道の動向に注意しながら対応していくこととしております。あわせて商工会からの要望書でも議員ご心配されている今後の拡大が進むようなことがあれば改めて支援をお願いしたい旨の要望をいただいているところでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小林潤君。

○6番（小林 潤君） ただいまの説明で物価高騰にかかる緩和措置ということで追加の臨時交付金が1643万9千円と、その使途は、生活者はもとより事業者にも該当してよいというような説明でしたので、正に今後の感染拡大によりますけれども、そういう観光関連事業者にどうしても支援が必要になった場合には、要望書も届いているということですのでそのへん十分事

業者の支援をお願いというのは一般質問ではよくないですけども、事業者の支援もよろしくお願いしたいということを最後に申し上げ私の質問を終わります。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 先ほど臨時交付金の内容について検討中だという答弁をさせていただきましたけれども、この1643万9千円の活用について、7月には臨時会をお願いして予算のご審議をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで6番、小林潤君の一般質問を終わります。

続いて2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） それでは早速質問させていただきます。3点質問ございますが、まず1点目の質問になりますが、企業版ふるさと納税導入について伺いたいと思います。

ふるさと納税については、ここ数年において各スタッフの方々、または地域の方の協力により大きく数字を伸ばしてきており、昨日の新聞にも数字の伸びしろが占冠も出ておりました。巣ごもり需要というような結果が出ていて大変良好だったのかなと思います。それを踏まえて、次のステップということについてですが、直近の北海道新聞等々報道を見ておりますと、ふるさと納税の話題が大きく取り上げている中に、特に企業版ふるさと納税が大きく貢献しているんですよ。というような広報をされております。特に根室、紋別、白糠がこういう代表的なところにいたっては、100億を超える企業版ふるさと納税の効果が大きくて、もちろん個人もあるのだけれども、企業版ふるさと納税の効果が大きく貢献しているよと。当然3つの町の代表的な物を出しましたけれども、他の道内においても道南地区の中では同様に何十億という単位のふるさと納税があり、その中の大きな主軸となる

ものはやはり個人には限界があって、やっぱり企業版のふるさと納税というものが大きく貢献しているんだという事実が報道されています。

そこで本村として、この企業版ふるさと納税導入に向けて取り組む考えはないかまず伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 藤岡議員のご質問にお答えをいたします。企業版ふるさと納税につきましては、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に法人関係税から税額控除する仕組みで損金算入による軽減効果とあわせて税額控除により最大で寄附額の9割が軽減され、実質的な企業の負担が1割にまで圧縮されるという制度でございます。企業側も現在のSDGsへの寄与や地域への恩返しといった社会貢献の他、企業のPRや地方公共団体等との新たなパートナーシップの構築などの効果がうたわれています。本村としても本制度の活用促進に向けた7月1日開催の自治体職員向け研修会に参加をして検討を進めたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 非常に前向きな答弁いただきまして、それを受けてですけども、1番最初、議会の冒頭でゼロカーボンシティ占冠宣言ということで、村長より非常に心強い宣言いただきました。私自身これこそ正に占冠にとっては最大の大きな目玉になるだろうとそう感じて聞いておりました。この企業版ふるさと納税についても、村長が宣言されましたゼロカーボンシティ占冠宣言、これとあわせて取り組まれる考えはないか、要するに必ずそこには共通事項等々あるのかなと私は思うのですが、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ゼロカーボンシティ占冠宣言の大きな励ましをいただきましてありがとうございます。企業版ふるさと納税制度につきましては、新たな民間資金の流れを巻き起こして地方創生の取り組みを進化させることを目的としてスタートしておりますが、法人が本村の取り組むプロジェクトの主旨に賛同した結果として寄附が行われる仕組みにしていかなければなりません。ポイントは企業へのアプローチをどのようにしていくかであると考えておりますので、実現可能かどうかも含めて情報の収集に努めてまいります。議員言われるようにゼロカーボンに正に一つのプロジェクトを作りやすい項目かなと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 次の質問にまいります。2つ目の質問として新型コロナワクチン4回目接種についてということですが、こちらについては行政報告の中で、村長から具体的にこういう形で進めますとお話いただいておりますので、大半の主旨については割愛させていただいて、伺いたい点がございまして、それは基礎疾患の有する方の確認方法についてということで、一部村長のお話の中に先ほどの話の繰り返しになりますけど、基礎疾患を有する方で4回目接種を希望される場合には情報提供書を提出していただくよう周知しているところですよというように話を書いてあります。こちらについての中身ですけれども、私想像してみるに通常村内の健康診断を受けられている方は当然村として把握されているだろうが、しかしながら必ずしも村の健康診断を受診しているとは限らない。そういった人をどう拾い上げていくかということの一環で話されているかと思いますが、情報提供を提出いただくよう周知しているところですよというこの部分が具体的にどんなものなのか、そしてどう把握するつもりなのかお伺いしたい

と思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 新型コロナワクチンの4回目接種についての基礎疾患の特定でございますけれども、議員言われるようにこれまでそういった情報を村が持っている情報についてはそれを活かす。しかし改めて基礎疾患の情報提供書、これの提出はしていただくということになっています。ご心配の村が把握できていない基礎疾患につきましては、あくまでも本人申請になりますので、6月広報折り込み等で周知をしているところでございますが、様々なツールを通じて基礎疾患を有する方の情報提供書を提出いただけるようお願いをしていきたいと思っております。そういった本人申告の部分もありますけれども、それをしてぜひ4回目の接種を受けていただきたいという願いはさせていただきたいなと思っております。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 3番目の質問にまいります。これは再質問、再々質問になりますか、昨年の6月に再質問して今回再々質問ということになるかと思いますが、公共施設の個別の推進計画についてということで6月答弁において、村長から年内には議会により具体的な金額はともかくとして、計画を提示したいというところから約1年経ちまして今の現在においてまだ提示いただけていないと。この現状を踏まえて、どうお考えになるのかと。私調べる中で常に村で公布されている内容ですけれども、昨年の3月に個別施設計画、私が昨年再質問する前の資料ではありますけれども、この段階で停まっているのかなというところなので、その後の進みも当然あるでしょうから、まずお伺いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 公共施設の個別推進計

画についてのご質問にお答えをしたいと思いますけれども、公共施設の個別推進計画につきましては、議員言われるとおり昨年の6月議会において準備が整い次第議会へお示しをしたい旨答弁を申し上げたところであります。その説明が遅れていますことに対しお詫びを申し上げたいと思います。今後できるだけ早い時期にご説明を差し上げたいと考えておりますのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。言われるようになぜこんなに説明が遅れているのかということがあろうかと思います。この計画につきまして、長寿命化事業や過疎対策事業などにおける地方債の活用にあつてはこの個別実施計画に掲載されていることが条件とされているものが多い状況でございます。それゆえ、村としてはできるだけ多くの施設を本計画に掲載することが望ましいと考えております。実際に今すぐやらないものがあつても、将来を見通した中での計画への登載が望ましいだろうと考えております。今回の計画策定時において村として掲載することが望ましいと考えている施設の一部について、なかなかデータが揃わないものもございました。村としては全てのデータが整った段階で議員の皆さまに説明する予定でありまして、そのデータの収集に時間がかかっていることから、議員の皆さまへのご説明が遅れているものでございます。大変申し訳ないと感じております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 今、遅延理由について様々な要因はあるんだよということでご説明いただきました。それで、もう一度この資料を見させていただいた中で、感じた点が2点あります。まず第1点目は村職員として、この個別施設というものの捉え方をどう捉えているのかなと。要するに村のこういう施設というのは村民の資産であり、当然村の資産であり村民の資産

なんだと。資産というのは当然ながら自分たちの財産ですから、不要なものについては当然減らしたりなんなりする当たり前な話で、どこの家庭でもやっていることです。だからその資産の意識というところをもう一度頭の中に置いて、この取り組みに入って行かないと、要するにとりあえず政府の方針が決まったからこれ作るんだよと。作るなら作ってもよいです。ここにも書いてあるのだけれど、よく読ませていただくと、最初の資料はかなりのこと書いてあります。私はつきり読んで感動しました。こんなに素晴らしいことやるんだって。一部読ませていただきます。推進体制、この計画の中の53ページですけれども、公共施設等の維持管理に関する庁内の横断的な体制を整備し、定期的に検討評価する場を設定することにより情報共有を図りながら計画の推進状況を確認します。また、村全体での管理コストの低減、年度前の管理費の平準化の視点で管理、方策、更新施設の優先順位。もう一度言います。更新施設の優先順位等について検討するとともに、必要に応じて計画の見直しを実施していきたいと。これ下の方にいきまして、以上、仕組みを構築するためPDCAマネジメントサイクルに沿った進捗管理を進めたいんだと。PDCA、当然計画、実施、確認、評価、改善これぐるぐるぐるぐる回すんだってことは調べさせてもらうと非常に分かります。今現在どうなっているのかというと多分、最初のプラン、これ本当に素晴らしいプラン作ったんです。次実行です。実行も1回目の実行はできているんです。ここから先が停まっている。再評価して改善策を決め、次の計画に入るここが停まっちゃっている。PDCAが回っていないということだと思うんです。回らないには回らないだけの理由があるでしょうということで、先ほど村長答弁にもありましたけれども、それ確かに難しい問題も途中途中あったりして、でも

1 個停まったからって行って全てやめちゃうんじゃないくて、当然同時並行で進めていくことなのかなと。一番の問題は多分この計画の主査が居ないということです。目標、計画が全部あるんだけど主査がきちんと決まっていなくてチェック機能が働いていない。そこは私はそう感じるんですが村長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 本計画の推進体制についての状況含めてのご質問と思います。まず冒頭言われました、個別施設、議員おっしゃれるとおり村民の施設だということで、これは村としては当然のごとくそう理解をしております。見直しをして優先順位を決めて進捗管理をしていくんだということで、それがどうなっているのかというチェック機能が働いていないと、回らない理由の一つであるということでございます。これ言われるようにチェック機能という部分では専門部署が確かにないというのも一つの原因かなと思いますが、財産管理として一元化しながら各課の情報を取りまとめて、その施設施設の方向性を決めていくというのがこの計画の主旨だと思います。そういった意味では現状、優先順位の問題で実際に問題が起きたときの施設に追われているというのも現実問題あります。そういったことで優先順位がどうも計画通りにいかない、問題が起きたときにそこに投資をしているということで、後手に回っている部分も確かにあろうかなと思いますけれども、これらを正常化するためにも、こういった計画をしっかり作ってそれに基づく施設管理をしていかなければならないということは考えておりますので、現状十分でないというご指摘は真摯に受け止めながら正常にこの機能が働くように務めさせていただきたいということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） これで2 番、藤岡幸次君の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終わります。

◎日程第4 承認第1号から日程第5 承認第2号

○議長（児玉眞澄君） 日程第4、承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件から、日程第5、承認第2号、専決処分につき承認を求めることについてまでの件、2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。承認第1号及び承認第2号について、総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは、議案書の1ページをお願いします。

承認第1号、専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

内容は、地方税法等の一部改正に伴い、占冠村税条例等の一部を改正するものであり、住宅ローン減税の延長や、税法の一部改正に伴う条例の文言修正を行うものでございます。

施行期日につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書7ページをお願いいたします。

承認第2号、専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件につきましても、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分についてでございます。

内容は、国民健康保険税の賦課限度額を見直

すほか、将来の全道統一保険料に向け段階的な税率変更を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

施行期日につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから、承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから承認第2号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第6 承認第3号から日程12 承認第9号

○議長（児玉眞澄君） 日程第6、承認第3号、

専決処分につき承認を求めることについての件から日程第12、承認第9号、専決処分につき承認を求めることについてまでの件、7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。承認第3号及び承認第4号について、総務課長 三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは議案書11ページをお願いいたします。

承認第3号、専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件は緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

内容は、令和3年度占冠村一般会計補正予算第10号で、議案書13ページの第1表、繰越明許費に掲げる経費を翌年度に繰り越して使用することができるものとするものでございます。

以上ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書15ページをお願い申し上げます。

承認第4号、専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件も地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分についてでございます。

内容は、令和3年度占冠村一般会計補正予算第11号で、歳入歳出それぞれ4100万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億500万円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

以下、第1表、歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。

議案書17ページをお願い申し上げます。

歳入からご説明申し上げます。

1 款、村税、1 項、村民税は法人税割の減額などで3048万 9 千円の減額。

2 項、固定資産税は887万 3 千円の増額。

3 項、軽自動車税は29万 1 千円の減額。

4 項、村たばこ税は20万 5 千円の減額でございます。

2 款、地方譲与税、1 項、地方揮発油譲与税は118万 7 千円の増額。

2 項、自動車重量譲与税は541万 2 千円の増額。

3 項、森林環境譲与税は 7 千円の減額でございます。

3 款、1 項、利子割交付金は10万 9 千円の減額。

4 款、1 項、配当割交付金は18万 1 千円の増額。

5 款、1 項、株式等譲渡所得割交付金は39万円の増額。

6 款、1 項、法人事業税交付金は200万 3 千円の増額。

7 款、1 項、地方消費税交付金は684万円の増額。

8 款、1 項、環境性能割交付金は124万 2 千円の減額。

9 款、地方特例交付金、2 項、新型コロナウイルス感染症対策地方減収補填特別交付金は338万 6 千円の増額。

10 款、1 項、地方交付税は3700万 2 千円の増額でございます。

18ページをお願いいたします。

11 款、1 項、交通安全対策特別交付金は 1 千円の減額。

12 款、分担金及び負担金、1 項、負担金は 2 千円の減額。

13 款、使用料及び手数料、1 項、使用料は100万 2 千円の増額。

2 項、手数料は13万 8 千円の増額でございます。

14 款、国庫支出金、1 項、国庫負担金は469万 4 千円の減額。

2 項、国庫補助金は253万 3 千円の減額。

3 項、委託金は 1 万 9 千円の減額でございます。

15 款、道支出金、1 項、道負担金は263万 2 千円の減額。

2 項、道補助金は155万 3 千円の減額。

3 項、委託金は13万 4 千円の増額でございます。

16 款、財産収入、1 項、財産運用収入は210万 7 千円の増額。

2 項、財産売払収入は1908万円の増額でございます。

17 款、1 項、寄附金は164万 3 千円の増額。

18 款、1 項、繰入金は7565万 8 千円の減額。

20 款、諸収入、1 項、延滞金、加算金及び過料は 1 万円の減額。

4 項、受託事業収入は 6 万 3 千円の増額。

5 項、雑入は10万 4 千円の増額でございます。

19ページをお願いいたします。

21 款、1 項、村債は1110万円の減額でございます。

以上、歳入における補正額の合計は4100万円の減額でございます。

次に歳出についてご説明申し上げます。

議案書20ページをお願いいたします。

2 款、総務費、1 項、総務管理費は4571万 8 千円の増額。

3 項、戸籍住民基本台帳費は34万円の減額。

3 款、民生費、1 項、社会福祉費は1840万 1 千円の減額。

2 項、児童福祉費は303万 9 千円の減額でございます。

4 款、衛生費、1 項、保健衛生費は1795万 2 千円の減額。

2 項、清掃費は60万円の減額でございます。

6款、農林業費、1項、農業費は593万2千円の減額。

2項、林業費は124万2千円の減額。

7款、1項、商工費は510万6千円の減額。

8款、土木費、1項、道路橋梁費は401万4千円の減額。

2項、河川費は20万円の減額。

3項、住宅費は171万6千円の増額。

10款、教育費、1項、教育総務費は711万6千円の減額。

3項、中学校費は103万8千円の減額。

12款、1項、公債費は386万1千円の減額。

14款、1項、職員費は1959万3千円の減額。

以上、歳出補正額の合計は4100万円の減額でございます。

続きまして、議案書21ページ、地方債の変更は、第2表、地方債補正のとおり、過疎対策事業債2本の限度額を変更するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 次に、承認第5号、承認第6号、承認第8号及び承認第9号について、住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 議案書の63ページをお願いいたします。

承認第5号、専決処分につき承認を求めることについて。

本件は緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により令和4年3月31日付で別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

内容は、令和3年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第5号でございます。

議案書の64ページをお願いいたします。

令和3年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第5号は、歳入歳出予算の総額から歳

入歳出それぞれ1020万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億1500万円にしようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

議案書68ページをお願いいたします。

歳入は、1款、1項、国民健康保険税3万6千円の減額。

69ページ、4款、1項、道補助金は886万6千円の減額。

70ページ、5款、1項、繰入金は130万円の減額。

71ページ、7款、2項、受託事業収入は2千円の増額です。

次に歳出です。72ページをお願いいたします。

歳出では、1款、1項、総務管理費において、1目、一般管理費、2目、連合会負担金の計で581万9千円の増額で、国保財政調整基金積立金の計上によるものです。

1款、2項、徴税費は財源振替です。

73ページ、2款、1項、療養諸費は、1目、一般被保険者療養給付費から、3目、審査支払手数料までの計で1018万6千円の減額。

2款、2項、高額療養費は、1目、一般被保険者高額療養費、2目、一般被保険者高額介護合算療養費の計で479万2千円の減額。

74ページ、2款、3項、移送費は1千円の減額。

2款、4項、出産育児諸費は84万円の減額。

2款、6項、傷病手当金は20万円の減額です。

75ページ、3款、1項、国民健康保険事業納付金は財源振替です。

76ページ、5款、1項、特定健康診査等事業費、5款、2項、保健事業費は財源振替です。

以上が承認第5号の内容でございます。

次に、77ページをお願いいたします。

承認第6号、専決処分につき承認を求めることについて。

本件は緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により令和4年3月31日付で別紙専決処分書のとおりに処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

内容は、令和3年度村立診療所特別会計補正予算第4号でございます。

議案書78ページをお願いいたします。

令和3年度村立診療所特別会計補正予算第4号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ860万円を減額し、歳入歳出予算の総額を7450万円にするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

82ページ、事項別明細書により歳入からご説明します。

1款、1項、外来収入、1目、占冠診療所診療報酬収入、2目、トマム診療所診療報酬収入の計で296万3千円の減額です。

1款、2項、その他の診療収入は、1目、占冠診療所諸検査収入、2目、トマム診療所諸検査収入の計で605万2千円の増額です。

83ページ、2款、1項、手数料2万5千円の減額です。

84ページ、3款、1項、道補助金は108万円の増額です。

85ページ、4款、1項、繰入金は1300万円の減額です。

86ページ、7款、1項、国庫補助金は25万6千円の増額です。

次に歳出です。87ページ、1款、1項、施設管理費は、1目一般管理費、3目、トマム診療所管理費の計で304万9千円の減額です。

88ページ、2款、1項、医業費は、1目、占冠診療所医療用機械器具費、5目、占冠診療所医療品衛生材料費、6目、トマム診療所医療品衛生材料費の計で555万1千円の減額。

以上が承認第6号の内容でございます。

続きまして、議案書103ページをお願いいたします。

承認第8号、専決処分につき承認を求めることについて。

本件は緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により令和4年3月31日付で別紙専決処分書のとおりに処分したので、同条第3項の規定により報告し議会の承認を求めるものでございます。

内容は、令和3年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号です。

104ページをお願いします。

令和3年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ90万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1700万円にするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

108ページ、事項別明細書により歳入からご説明いたします。

1款、1項、後期高齢者医療保険料は5万1千円の減額。

109ページ、3款、1項、一般会計繰入金は84万9千円の減額です。

110ページは歳出です。2款、1項、後期高齢者医療広域連合納付金90万円の減額です。

以上が承認第8号の内容でございます。

続きまして、議案書111ページをお開き願います。

承認第9号、専決処分につき承認を求めることについて。

本件は緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付で別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

内容は、令和3年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第4号でございます。

112ページをお願いいたします。

令和3年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万円を減額し、歳入予算の総額を2280万円にするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

116ページ、事項別明細書により歳入からご説明いたします。

1款、1項、診療収入は、1目、国民健康保険診療報酬収入、2目、社会保険診療報酬収入の計で10万円の減額です。

117ページ、2款、1項、手数料は10万円の増額です。

118ページ、3款、1項、繰入金は、1目、繰入金、2目、占冠村歯科診療所事業運営基金繰入金の計で30万円の減額です。

119ページ、5款、1項、雑入は10万円の増額です。

120ページは歳出です。1款、1項、施設管理費は、1目、一般管理費において20万円の減額です。

以上が承認第9号の内容でございます。

以上、承認第5号、6号、8号、9号のご説明を申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 承認第7号については、福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 議案書

89ページをお願いいたします。

承認第7号、専決処分につき承認を求めることについて。

緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

90ページをお願いいたします。

専決処分書、令和3年度占冠村介護保険特別会計補正予算第4号について提案内容のご説明を申し上げます。

令和3年度占冠村介護保険特別会計補正予算第4号は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1190万円を減額し歳入歳出予算の総額をそれぞれ9720万円とするものでございます。

以下、事項別明細書について説明いたします。

94ページをお願いいたします。歳入について説明いたします。

1款、介護保険料、1項、介護保険料において、1目、第1号被保険者介護保険料、現年度分で75万4千円の増額。

95ページ、3款、1項、国庫負担金において、1目、介護給付費負担金、現年度分で62万2千円の増額。

2項、国庫補助金において、2目、地域支援事業交付金、現年度分で66万9千円の増額。

96ページをお願いします。5款、1項、道負担金、1目、介護給付費負担金、現年度分で43万2千円の減額。

2項、道補助金、1目、地域支援事業交付金、現年度分で1万3千円の減額。

97ページです。7款、1項、一般会計繰入金、1目、介護給付費繰入金、現年度分で850万円の減額。2目、地域支援事業繰入金、現年度分で66万円の減額。4目、その他一般会計繰入金、職員給与費等繰入金で194万円の減額。

2項、基金繰入金、1目、占冠村介護保険給

付費準備基金繰入金で240万円の減額でございます。

続きまして歳出にまいります。

98ページをお願いいたします。

2款、1項、介護サービス等諸費、1目、居宅介護サービス等給付費で255万9千円の減額。

3目、施設介護サービス等給付費で580万円の減額。5目、住宅改修費は財源振替でございます。

2項、高額介護サービス等費、1目、高額介護サービス等費は70万円の減額。

3項、1目、特定入所者介護サービス等費で210万円の減額。

100ページになります。3款、1項、地域支援事業費、1目、介護予防・生活支援サービス事業費は33万6千円の減額。2目、一般介護予防事業費は財源振替でございます。3目、包括的支援事業費、一般職共済組合分で6万4千円の減額。

101ページになります。4款、緒支出金、1項、償還金及び還付加算金、2目、償還金で34万1千円の減額。

議案書91ページ、92ページにお戻り願います。

補正後の額につきましては、第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

以上で承認第7号の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで、提案理由の説明を終わります。

○議長（児玉眞澄君） ここで午後2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後2時04分

再開 午後2時15分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議事進行を続けます。

これから承認第3号から承認第9号までの質疑を行います。

質問者はページ数を明らかにし、質疑、答弁

は要点を明確に、簡潔に発言してください。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略します

これから、承認第3号専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第4号専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第5号専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第6号「専決処分につき承認を求めることについて」の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第7号専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第8号専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第8号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第9号専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第9号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第13 報告第1号

○議長(児玉眞澄君) 続いて、日程第13、報告第1号、令和3年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算についての件の報告を求めます。

総務課長、三浦康幸君。

○総務課長(三浦康幸君) それでは、議案書の121ページをお願いいたします。

報告第1号、令和3年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算についてご説明申し上げます。

本件は地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和3年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算について報告するものでございます。

内容につきましては、議案書121ページの令和3年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり。

総額1982万9千円。合計5本の事業を翌年度に繰り越すものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長(児玉眞澄君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

◎日程第14 議案第1号から日程20 議案第7号

○議長(児玉眞澄君) 日程第14、議案第1号、動産購入契約を締結することについての件から、日程第20、議案第7号、占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについてまでの件、7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第1号及び議案第6号について建設課長、小林昌弘君。

○建設課長(小林昌弘君) 議案書123ページをお願いします。

議案第1号、動産購入契約を締結することについて次のとおり動産購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求め

るものでございます。

1、契約の目的、村営バス購入。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約の金額、1259万6798円。

4、契約相手方、旭川市永山3条14の1の2。
三菱ふそうトラック・バス株式会社、北海道ふ
そう旭川支店、支店長鈴木英雄。

続きまして議案書133ページお願いいたします。

議案第6号、占冠村公共下水道条例の一部を
改正する条例を制定することについてご説明申
上げます。

本件は、下水道区域のトマム処理区において、
下水道使用料を営業用、団体用として使用して
いる者及び新たに使用しようとする者を対象と
した使用料金の半額措置が終了となることから、
期間満了後も引き続き5年間半額措置を延長す
るものでございます。

1、施行期日は、令和4年7月28日から施行
するものでございます。

2、経過措置。この条例の施行の際、トマム
処理区において現に従前の規定により営業用及
び団体用として使用している者並びに新たに使
用しようとする者は、使用料の規定にかかわら
ず、この条例の施行の日から5年間に限り2分
の1の額とし、5年間経過した日から全額とす
る。ただし、国または地方公共団体が使用者と
なる場合は、対象とならない。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたしま
す。

○議長（児玉眞澄君） 議案第2号から議案第
5号について、総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） 議案書125ページを
お願いいたします。

議案第2号、財産の減額譲渡についてご説明
申し上げます。

本件は、地方自治法第96条第1項第6号の規
定に基づき、財産を減額して譲渡するにあつ

て議会の議決を求めるものでございます。

1、財産の所在等。建物につきましては、所
在、勇払郡占冠村字ニニウ234番5。種類、旧ニ
ニウサイクリングターミナル自転車格納庫。棟
数は1でございます。構造は、鉄骨鉄筋コンク
リート造亜鉛メッキでございます。床面積は、
100㎡となっております。土地につきましては、
所在、勇払郡占冠村字ニニウ234番5。地目、原
野。公募地籍は5167㎡でございます。

譲渡の目的は、旧ニニウサイクリングターミ
ナル自転車格納庫及び土地を購入希望者に減額
譲渡し、住居として利用していただき、地域活
性化及び定住化の促進を図るものでございます。

譲渡の相手方は、北海道勇払郡占冠村字ニニ
ウ、黒井宏論。

譲渡価格は51万3862円でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げ
ます。

続きまして、議案書127ページをお願いいたし
ます。

議案第3号、北海道市町村総合事務組合規約
の変更についてご説明申し上げます。

本件は、同組合に新たに上川中部福祉事務組
合が加入するため、地方自治法第286条第1項の
規定により規約の変更をするものでございます。

施行期日は、地方自治法第286条第1項の規定
による北海道知事の許可の日から施行するもの
でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げ
ます。

議案書129ページをお願いいたします。

議案第4号、北海道市町村職員退職手当組合
規約の変更についてご説明申し上げます。

本件は、同組合に新たに上川中部福祉事務組
合が加入するため、地方自治法第286条第1項の
規定により規約の変更をするものでございます。

施行期日は、地方自治法第286条第1項の規定

による総務大臣の許可の日から施行するもの
でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案書131ページをお願いいたします。

議案第5号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてご説明申し上げます。

本件は、同組合に新たに上川中部福祉事務組合が加入するため、地方自治法第286条第1項の規定により規約の変更をするものでございます。

施行期日は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するもの
でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 議案第7号については、福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 議案書135ページをお願いいたします。

議案第7号、占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて提案理由の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る介護保険料の減免について、適用期間を延長するものでございます。

内容につきましては、適用期間を1年間延長し、令和4年度分までの保険料を対象とするものでございます。

施行期日は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし令和4年4月1日前の期間に納期限が定められた保険料の減免については、なお従前の例によるものでございます。

以上、ご提案申し上げますのでご審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明

を終わります。

◎日程第21 議案第8号から日程第22 議案第9号

○議長（児玉眞澄君） 日程第21、議案第8号、令和4年度占冠村一般会計補正予算第1号の件から、日程第22、議案第9号、令和4年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第1号までの件、2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第8号について、総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは議案書137ページをお願いいたします。

議案第8号、令和4年度占冠村一般会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

令和4年度占冠村一般会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ7000万円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ26億8900万円とするもの及び債務負担行為1件でございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

以下、第1表歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。

議案書138ページをお開きください。

歳入よりご説明申し上げます。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金は227万7千円の増額。

2項、国庫補助金は2817万3千円の増額。

15款、道支出金、2項、道補助金は7万6千円の減額。

16款、財産収入、1項、財産運用収入は44万4千円の減額。

18款、1項、繰入金は3467万円の増額。

19款、1項、繰越金は530万円の増額でございます。

20款、諸収入、5項、雑入は10万円の増額で

ございます。

以上、歳入における補正額の合計は7000万円の増額でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

議案書139ページをお願い申し上げます。

2款、総務費、1項、総務管理費は4035万4千円の増額です。

2項、徴税費は70万円の増額。

3款、民生費、1項、社会福祉費は183万円の増額。

2項、児童福祉費は616万2千円の増額。

4款、衛生費、1項、保健衛生費は620万7千円の増額。

6款、農林業費、1項、農業費は443万9千円の増額。

2項、林業費は59万円の増額。

7款、1項、商工費は440万円の増額。

10款、教育費、1項、教育総務費は34万1千円の増額。

2項、小学校費は497万7千円の増額。

以上、歳出補正額の合計は7000万円の増額でございます。

議案書140ページをお願いいたします。

債務負担行為補正は、第2表のとおり交通安全指導車導入事業1件、限度額550万円でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第9号については住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 議案書157ページをお開き願います。

議案第9号、令和4年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第1号についての提案理由のご説明を申し上げます。

令和4年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出予算の総額に歳入

歳出それぞれ170万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4040万円にするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

161ページ、事項別明細書、歳入からご説明申し上げます。

4款、1項、道補助金は、1目、保険給付費等交付金74万円の増額。

162ページをお願いします。5款、1項、繰入金は、1目、一般会計繰入金において60万円の増額。

163ページをお願いします。5款、1項、繰越金は36万円の増額。

次に歳出でございます。

164ページ。1款、1項、総務管理費において、2目、連合会負担金30万円の増額。

165ページになります。2款、4項、出産育児諸費は84万円の増額。

2款、6項、傷病手当金は20万円の増額です。

166ページになります。5款、1項、特定健康診査等事業費は36万円の増額です。

以上、ご提案申し上げますのでご審議の方よろしく願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（児玉眞澄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。これで本日の会議を閉じます。本日はこれで散会いたします。

散会 午後2時39分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年7月6日

占冠村議会議長 児 玉 眞 澄

(署名議員)

占冠村議会議員 藤 岡 幸 次

占冠村議会議員 五十嵐 正 雄

令和4年第4回占冠村議会定例会会議録（第2号）

令和4年6月17日（金曜日）

○議事日程

議長開議宣言（午前10時）

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第1 | 議案第1号 | 動産購入契約を締結することについて |
| 日程第2 | 議案第2号 | 財産の減額譲渡について |
| 日程第3 | 議案第3号 | 北海道市町村総合事務組合規約の変更について |
| 日程第4 | 議案第4号 | 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 日程第5 | 議案第5号 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について |
| 日程第6 | 議案第6号 | 占冠村公共下水道条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第7 | 議案第7号 | 占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第8 | 議案第8号 | 令和4年度占冠村一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 議案第9号 | 令和4年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 意見書案第4号 | 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書 |
| 日程第11 | 意見書案第5号 | 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書 |
| 日程第12 | 意見書案第6号 | 森林・林業・木材産業の成長産業化によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書 |
| 日程第13 | 意見書案第7号 | 地方財政の充実・強化に関する意見書 |
| 日程第14 | 意見書案第8号 | 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30 人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書 |
| 日程第15 | 意見書案第9号 | 2022 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書 |
| 日程第16 | | 議員派遣の件 |
| 日程第17 | | 閉会中の継続調査・所管事務調査申出書 |

○出席議員（7名）

議長	8 番	児 玉 眞 澄 君	副議長	1 番	大 谷 元 江 君
	2 番	藤 岡 幸 次 君		3 番	五十嵐 正 雄 君
	4 番	細 谷 誠 君		5 番	下 川 園 子 君
	6 番	小 林 潤 君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

（長部局）

占 冠 村 長 田 中 正 治 副 村 長 松 永 英 敬

総務課長 三浦康幸
 農林課長 小尾雅彦
 建設課長 小林昌弘
 福祉子育て支援課長 木村恭美
 会計管理者 合田幸
 職員厚生担当係長 坂本龍哉
 税務担当主幹 佐々木智猛
 商工観光担当主幹 阿部貴裕
 林業振興室主幹 高桑浩
 環境衛生担当主幹 蠣崎純一
 国保医療担当主幹 小瀬敏広
 村立占冠診療所主幹 橘佳則
 介護担当主幹 細川明美

(教育委員会)

教育長 多田敦史
 学校教育担当主幹 後藤義和

(農業委員会)

事務局長 小尾雅彦
 (選挙管理委員会)

書記長 三浦康幸
 (監査委員)

監査委員 木村英記
 事務局長 岡崎至可

○出席事務局職員

事務局長 岡崎至可

企画商工課長 平岡卓
 林業振興室長 杉村政彦
 住民課長 伊藤俊幸
 トマム支所長 石坂勝美
 総務担当主幹 野原大樹
 財務担当主幹 鈴木智宏
 企画担当主幹 竹内清孝
 農業担当主幹 杉岡裕二
 建築担当主幹 嵯峨典子
 戸籍担当主幹 佐久間敦
 保健予防担当主幹 岡本叔子
 社会福祉担当主査 川口晃平
 子育て支援室主幹 森田梅代

教育次長 平川満彦
 社会教育担当主幹 上島早苗

監査委員 下川園子

事務補 三ツ谷陸翔

開会 午前10時00分

◎開議宣言

○議長（児玉眞澄君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 議案第1号

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、議案第1号、動産購入契約を締結することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、動産購入契約を締結することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって議案第1号は原案のとおり可決しました。

◎日程第2 議案第2号

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、議案第2号、

財産の減額譲渡についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第2号、財産の減額譲渡についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第3号

○議長（児玉眞澄君） 日程第3、議案第3号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第3号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって議案第3号は原案のとおり可決しました。

◎日程第4 議案第4号

○議長（児玉眞澄君） 日程第4、議案第4号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第4号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって議案第4号は原案のとおり可決しました。

◎日程第5 議案第5号

○議長（児玉眞澄君） 日程第5、議案第5号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第5号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって議案第5号は原案のとおり可決しました。

◎日程第6 議案第6号

○議長（児玉眞澄君） 日程第6、議案第6号、占冠村公共下水道条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第6号、占冠村公共下水道条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって議案第6号は原案のとおり可決しました。

◎日程第7 議案第7号

○議長（児玉眞澄君） 日程第7、議案第7号、占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第7号、占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって議案第7号は原案のとおり可決しました。

◎日程第8 議案第8号

○議長（児玉眞澄君） 日程第8、議案第8号、令和4年度占冠村一般会計補正予算第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 議案書140ページ、債務負担行為補正の交通安全指導車導入事業。こちらはこういった理由で導入するのか伺います。あとはこういった車を導入しようとしているの

か伺います。

2点目、149ページ。2款、1項、1目、12節、委託料の村例規集データベースシステム更新委託料、こちらの増額理由を伺います。今回の条例改正等の変更でこの分の金額が増額になるのか伺います。

3点目、151ページ。3款、2項、2目、保育所費の中の需用費、修繕料。こちらの増額理由と、どこを修繕するのか伺います。

4点目、155ページ。7款、1項、2目、10節、需用費の修繕料。こちらもどこを修繕するのか伺います。以上、お願いします。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡 卓君） 下川議員のご質問にお答えいたします。

議案書155ページお願いします。7款、1項、2目、観光費の修繕費の内容でございます。こちらについては物産館の厨房の修繕で250万。それから湯の沢温泉の非常口の階段が老朽化による修繕が必要とのことで、こちらで80万のあわせて330万の内容ということになっております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 福祉子育て支援課長。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 下川議員の質問にお答えいたします。

議案書151ページ。3款、2項、2目、保育所費の10節、需用費の修繕料の内容でございます。占冠保育所園庭の修繕でございます。園庭に築山がございまして、トンネルとして遊べるコンクリート管を設置しておりますが、雨水が入ると中で留まってしまい、なかなか乾かないという状況であります。トンネルで遊べないというふうに懇談会等でご意見をいただきましたところ、こちらを解消するためにコンクリート管に傾斜をつけることで築山の修繕をすることと、同じく芝生についても、園庭に芝生を敷いてほしいというご要望がありましたので同時に築山、

園庭に芝生を設置する分として116万2千円の計上をさせていただいています。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 総務課長。

○総務課長（三浦康幸君） 下川議員のご質問にお答えいたします。

まず、140ページの交通安全指導車の購入についてでございます。こちらにつきましては現状の防災車が老朽化してきているということが1点ありますけども、一番大きいのは交通安全に特化した交通安全指導車、一般的な市町村では所有しているのですが、占冠村では今まで所有していないということがありましたので、新たに購入するものでございます。交通安全車なんですけれども、色は白と黒のツートンで赤と青の回転灯がつけられるタイプで、今のところSUVの4WD2500ccクラスで動き勝手のよい車を予定しております。

2点目、議案書149ページの村例規集のデータベースシステム更新委託料についてでございます。こちらにつきましては国の個人情報保護法の改正がありまして、それに伴って自治体の個人情報保護条例も改正する必要が出てきたということで、そちらに係る更新作業ということでございます。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 151ページの先ほどの3款、2項、2目、保育所費の修繕料の中で、芝生も敷いていくということでしたが、芝生を敷くと当然管理が必要になってくるのですが、その管理についての補正というのは特になのでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 福祉子育て支援課長。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 下川議員のご質問にお答えいたします。

修繕費の中に散水費として、芝生水管理も含めていただいております。この分が12万円分入っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 150ページ。2款、総務費、徴税費の中の22節、過誤納還付金40万円。これは何件でどのような理由で過誤納になったのかお願いいたします。

それと、153ページ。保健衛生費の1目、保健衛生総務費、報酬20万7千円。会計年度任用職員の臨時栄養士を雇うという形なんだろうと思いますが、どのような理由で急に持ち上がった栄養士さんの雇なのか、そのへん伺います。

154ページ。農業費、6目、交流促進施設運営費の中の17節、備品購入費、FF式温風ストーブ66万、液晶テレビ32万1千円、こういう金額が出ておりますけども、どこに何台必要で買うのか。

10節、需用費の修繕料79万2千円、これもどこを直すのか教えてください。

○議長（児玉眞澄君） 総務課長。

○総務課長（三浦康幸君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。

150ページの2款、2項、1目、22節の過誤納還付金に関係でございます。こちらは村内の事業者の償却資産、データベースに入力するのですが、その際の入力ミスで償却資産に係る税金を過大にかけていたという事があって、それを修正還付する金額でございますので件数は1件ということになっております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長。

○農林課長（小尾雅彦君） 154ページ。6款、1項、6目の交流促進施設運営費、17節の備品購入の98万1千円の内容です。FF式温風ストーブの66万円の計上につきましては、今現在設置されているストーブ4台が整備不能という古い機種でございまして、4台の交換による増額となっております。また、ブラウン管のテレビが

1台ございまして、ブラウン管なもんですから、用途的に古くて更新できていないのでそのテレビの交換ということで、液晶テレビに1台交換するものでございます。

修繕料の79万2千円の内容です。これにつきましては、双民館本館のボイラーの故障と混合栓の水漏れの症状がありまして、これの緊急修正が必要となりましたので、今般計上させていただきました。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 大谷議員の質問に答えさせていただきます。

議案書153ページ。4款、1項、1目、保健衛生総務費の会計年度任用職員臨時栄養士の増額補正の件でございますが、これにつきましては当初予算におきましても必要最小限の経費として6万9千円予算計上させていただいているところですが、この度増額補正する分につきましては、高血圧や糖尿病疾患を有するものへの重症化予防を推進していくため、村内における健康課題の改善に向けて会計年度任用職員で管理栄養士を雇用しまして、栄養管理指導等の体制強化を図るため、増額をさせていただきたいという理由でございます。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 採用することに云々するわけではないですけども、常に何かの会合に出て栄養管理の指導をすることということで理解してよろしいですか。

それと、交流施設の液晶テレビ32万1千円で1台ということですけども、ずいぶん高いものをお買い求めになるんだなとびっくりしたのですが、値段見て3台くらいかなと思ったのですが、1台の購入で間違いはないのでしょうか。

それと、156ページ。10款、教育費、2項、小学校費の学校管理費の中のトイレ改修実施設計委託業務ですね。これ全校にまたがって設計を

委託するということでしょうか。そのへんお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 教育次長。

○教育次長（平川満彦君） 大谷議員のご質問にお答えします。

この村内小中学校トイレ改修実施設計委託業務497万7千円につきましては、3校のトイレのバリアフリー化などの実施設計に関わるものでございます。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 大谷議員のご質問にお答えさせていただきます。管理栄養士につきましては保健指導や乳幼児健診における栄養管理指導であったりとか、それに係る資料を作っていたりとかという業務もお願いをしていきたいということで考えております。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長。

○農林課長（小尾雅彦君） 確認したところ管理棟の宿泊棟も含めてなもんですから5台の入れ替えとなります。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） 1点質問させていただきます。昨日の説明であったのかもしれないのですが、ちょっと私の記憶にないものですから確認をさせていただきます。

議案書151ページ。1番上、社会福祉総務費で返還金ということで令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業国庫補助金返還金ということで123万円ですね。昨日、報告第1号の中で繰越明許の関係ですけども、これと同じ事業名で550万円の繰越明許をするということなんですけども、今言った123万の国庫補助返還するということに對してと、繰越明許で令和3年度分の予算を令和4年度に繰越しするという部分のなかで非課税世帯等に対するというところの文言が複雑化しているのではと思うのですが、この今、

私2件指摘した部分の関連性といいますか整合性についてお伺いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 福祉子育て支援課長。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 小林議員の質問にお答えいたします。議案書151ページ、3款、1項、1目、社会福祉総務費の償還金、国庫補助金返還金123万円の件でございます。こちらにつきましては国の事業におきまして、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業というものが昨年度ございまして、その中の住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金というものがございました。こちらの内容につきましては、村内における非課税世帯の方にプッシュ型で支援金を給付する内容でございまして、こちらにつきましの123万円は令和3年度事業の実績に基づいて3年度分の不用分を返還するものということで、翌年度繰越した550万円につきまして急変世帯につきましては、令和4年の9月まで事業が続いておりますので、その分の翌年度繰越として550万円残っているというものでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第8号、令和4年度占冠村一般会計補正予算第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決しました。

◎日程第9 議案第9号

○議長（児玉眞澄君） 日程第9、議案第9号、令和4年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第9号、令和4年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 意見書案第4号から日程第15 意見書案第9号

○議長（児玉眞澄君） 日程第10、意見書案第4号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の件から、日程第15、意見書案9号、2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書までの件、6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

意見書案第4号について、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 全文読み上げさせていただきます。

意見書案第4号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。令和4年6月17日提出。提出者、占冠村議会議員、大谷元江。賛成者、同、細谷誠。賛成者、同、下川園子。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択され、同年9月20日に条約への調印・批准・参加が開始され、2021年1月22日に発効しました。現在86か国が署名し、59か国が批准しています。

核兵器禁止条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押ししました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。条約は、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記しています。

核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

この核兵器禁止条約の規範力を強化し、核兵器の使用を防ぐことがつよく求められています。

2月24日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵略に合わせて、「ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つだ。わが国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になる。」と核兵器による威嚇を行いました。これは、核兵器の使

用・威嚇を禁じた核兵器禁止条約に明確に違反するものです。

いまこそ広島、長崎の原爆被害を体験した日本の政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たねばなりません。その証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。令和4年6月17日。北海道勇払郡占冠村議会議員、児玉眞澄。意見書提出先、内閣総理大臣、外務大臣、以上でございます。ご検討よろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 意見書案第5号について、小林潤君。

○6番（小林 潤君） 意見書案第5号、沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。令和4年6月17日提出。提出者、占冠村議会議員、小林潤。賛成者、同じく、五十嵐正雄。賛成者、同じく、大谷元江。

それでは読み上げて提案いたします。

沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書。

米軍統治下におかれた沖縄が日本国憲法の適用を求めて日本に「復帰」して今年で50年である。しかし沖縄では、今なお、憲法が定める基本的人権が脅かされている状況が続いている。この国の米軍専用施設の70%以上が国土面積0.6%の小さな沖縄に押しつけられており、この沖縄差別というほかない政策が、沖縄県民の命と尊厳を激しく傷つけているからである。戦争の脅威が身近に感じられる今、沖縄を「捨て石」にするかのような安全保障政策は、断じて許されるものではない。

沖縄県民は、選挙や県民投票を含むあらゆる民主主義的方法を通して、このような政策の是正を求めてきた。2019年の辺野古県民投票で

も、県民は明確に基地の押しつけにNOを示した。しかし、日本社会はその声を無視し続けており、国連の人種差別撤廃委員会も、このような基地の集中を「現代的な形の人種差別」として政府に問題解決を求めている。

歴史を振り返れば、日本は、琉球を併合して以来、とぎれることなく沖縄を犠牲にする国策を続けてきたのだと言える。沖縄戦では沖縄を「本土」防衛のための「捨て石」にしたが、戦後も同様の構図を維持するからである。サンフランシスコ講和条約では、「本土」は平和憲法のもと主権を回復したが、沖縄は「本土」から切り離され、米軍基地の島とされた。この時期、基地のない平和を願う「本土」の世論を背景に、多くの基地が「本土」から沖縄へと移設されて行ったことを私たちは忘れてはならない。沖縄が日本に「復帰」した後も、沖縄の基地負担割合はむしろ高まった。そして、現在も、県民の民意を無視した辺野古新基地建設が強行され、南西諸島（琉球弧）全体の軍事化が進められている。

私たちが認識すべきは、このような沖縄を差別する国策を支えてきたのは「本土」の日本人だということである。主権者である私たち日本人は、民主主義のプロセスを通して、このような沖縄差別を継続してきたのだ。したがって、私たち「本土」の日本人の一人ひとりこそ、この問題の当事者であり、責任者である。安全保障は国の専権事項などという逃げ口上はもはや通用しない。

私たちは、これまでの差別的な政策を沖縄県民に謝罪し、国策を方向転換させなくてはならない。大多数の国民が日米安保条約の維持を望むのであれば、それを公平・公正に負担することは当然のことである。これまで沖縄に押しつけてきた基地は「本土」に引き取り、米軍基地問題は公平・公正に日本全体の問題として国民

全体で議論し解決していくべきである。私たちが求めるべきは、何よりも、沖縄を犠牲にしない安全保障政策である。よって国においては、下記の事項を速やかに実現するよう要望する。

1、沖縄を「捨て石」にした差別的な安全保障政策をやめること。

2、辺野古新基地建設を断念すること。

3、普天間基地は「本土」に引き取り、日本全体で問題解決すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和4年6月17日、北海道勇払郡占冠村議会議長、児玉眞澄。意見書提出先、衆議院議長以下記載のとおりでございます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（児玉眞澄君） 意見書案第6号について、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 意見書案第6号、森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。令和4年6月17日提出。提出者、占冠村議会議員、細谷誠。賛成者、同、藤岡幸次。賛成者、同、小林潤。

森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書。要約して読み上げます。

全国一の森林資源を有する北海道が2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進などの森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要である。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林・林業・木材産業によるグリー

ン成長が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要請する。

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を一層推進するため、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和4年6月17日。北海道勇払郡占冠村議会議員、児玉眞澄。意見書提出先、衆議院議長ほか記載のとおりです。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（児玉眞澄君） 意見書案第7号について、小林潤君。

○6番（小林 潤君） 意見書案第7号、地方財政の充実・強化に関する意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。令和4年6月17日提出。提出者、占冠村議会議員、小林潤。賛成者、同、細谷誠。賛成者、同、藤岡幸次。

この意見書につきましては、リード文だけ読み上げて提案をしたいと思ひます。

地方財政の充実・強化に関する意見書。

現在、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展にともなう子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められて

います。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られています。これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしています。が、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求めます。具体的な事項はここに11項目ありますが、内容については記載のとおりでございます。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和4年6月17日。北海道勇払郡占冠村議会議員、児玉眞澄。提出先は衆議院議長ほか記載のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（児玉眞澄君） 意見書案第8号について、下川園子君。

○5番（下川園子君） 意見書案第8号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出いたします。令和4年6月17日提出。提出者、占冠村議会議員、下川園子。賛成者、同、大谷元江。賛成者、同、五十嵐正雄。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書。

内容につきましては、令和3年6月定例会においても意見書提出しているため省略させていただきます。

国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現など、以下の項目について、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう意見します。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。令和4年6月17日。北海道勇払郡占冠村議会議長、児玉眞澄。意見書提出先、衆議院議長ほか記載のとおりです。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 意見書案第9号については、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 意見書案第9号、2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。このことについて別紙のとおり意見書を提出します。令和4年6月17日提出。提出者、占冠村議会議員、五十嵐正雄。賛成者、同、下川園子。賛成者、同、細谷誠。

2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしはコロナ禍で一層厳しく、特に、年収200万円以下の所謂ワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも45.1万人と、給与所得者の27.3%に達しています。また、道内の全労働者216万人（内パート労働者64.7万人）の内、39万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている実態にあります。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めています。が、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

経済財政運営と改革の基本方針2021において

「より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す」ことが堅持され、令和3年度北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、同様の内容を表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、新型コロナウイルス感染症が収束した際の個人消費にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和4年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

1、「地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1000円になることを目指す」ことが堅持された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。

2、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額1042円）を下回らない水準に改善すること。

3、厚生労働省の業務改善助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図ること。同時に、中小企業に対する賃上げしやすい環境整備、支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策をはかるよう国に対し要請すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。令和4年6月17日。北海道勇払郡占冠村議会議長、児玉眞澄。意見書提出先、北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会会長。以上のとおりです。審議の方よろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから意見書案第4号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから意見書案第5号、沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから意見書案第6号、森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから意見書案第7号、地方財政の充実・強化に関する意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから意見書案第8号、義務教育費国庫負担制度堅持、負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから意見書案第9号、2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議員派遣の件

○議長（児玉眞澄君） 続いて日程第16、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配布したとおりご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

よって議員派遣の件はお手元に配布したとおり決定しました。

◎日程第17 閉会中の継続調査・所管事務調査

申出

○議長（児玉眞澄君） 日程第17、閉会中の継続調査・所管事務調査申出の件を議題とします。

議会運営委員長及び総務産業常任委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査・所管事務調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長から、申し出のとおり閉会中の継続調査・所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査所管事務調査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（児玉眞澄君） 以上をもって、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○議長（児玉眞澄君） これで、本日の会議を閉じます。令和4年第4回占冠村議会定例会を閉会します。

閉会 10時59分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年7月6日

占冠村議会議長 児 玉 眞 澄

(署 名 議 員)

占冠村議会議員 藤 岡 幸 次

占冠村議会議員 五十嵐 正 雄